



安全就業ニュース



すべての災害は防ぐことができる


安全はすべてに優先する

～ 安全就業の心得 みんなで守ろう10箇条 ～

- ①日頃から健康管理に努め、常に健康な状態で就業しましょう。(年に1回は健康診断を)
- ②仕事の前日は十分に睡眠をとりましょう。
- ③服装・履物・保護具はそれぞれの作業に適したものを着用しましょう。
- ④仕事を始める前には準備運動をしましょう。
- ⑤保護具や器具類は使用する前に必ず点検しましょう。
- ⑥加齢による身体の機能低下を十分認識し、無理をしないようにしましょう。
- ⑦仕事をするときには急いだり、慌てたりせず、**安全第一**を心がけましょう。
- ⑧就業の場は常に整理整頓を心がけましょう。
- ⑨**共同で仕事をするときには、合図・連絡を正確に行いましょう。**
- ⑩行き帰りも仕事のうち、交通事故に遭わないようにしましょう。

就業上の注意事項について

～発注者からのクレーム、トラブルを防ぐために～

1. 発注者との事前の打ち合わせは必ず行ってください
「作業日時」「作業時間」など、丁寧な説明を心がけてください。
2. **無届け就業と事務局への連絡について** (就業後ではなく、就業前に連絡をお願いします)
 就業先の発注者宅で「**仕事の追加**」「**変更**」「**新規の発注**」の話を受けた後に、事務局に連絡をせず、仕事をすると「**無届け就業**」となります。トラブルや事故は保険の対象外となり、全て個人で解決していただくこととなります。
3. 発注者から「次回もお願いします」と言われたら、事務局に連絡をお願いします。
4. 就業報告書は正しく記入し、早めに提出をお願いします。
※白紙の就業報告書に押印を求める行為は絶対にしないでください。

事故ゼロ、クレーム・トラブル ゼロを目指しましょう！



お客様から、お礼の声が多数寄せられています。そのうち1件ご紹介します。お墓の掃除：県外のお客様より「毎年作業完了後、丁寧な電話があります。感謝しております。くれぐれも会員にお礼を伝えてください」とお礼の連絡をいただきました。



無届け就業と事務局への連絡について

事務局だより及び安全就業ニュース等、様々な機会を捉えて無届け就業をしないでくださいと注意喚起を継続して行っておりますが、それでもまだ事後報告をされる会員の方が残念ながらおられます。担当者から注意を促している状況です。

事務局を通さずに就業され傷害事故、賠償事故が起きても、**全て個人で解決**していただくこととなります。重篤な事故が発生したり、多額の損害賠償を請求されても対応が難しくなります。ルールを守って、就業していただくようお願いします。

- ★シルバー人材センターが、会員に仕事を提供（役務の提供）しています
（参考）定款第4条第1項
臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用するものを除く。）を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。
- ★会員が事務局を通さず仕事を請けて、問題が起こった時に、事後的な処理をする役割が事務局の仕事ではありません。事後処理はできません。

ルールは簡単です

仕事の依頼が近所、知り合い、現場で言われたら、**事務局に電話連絡するだけ**です。



発注者から注文があったら

- ①会員から事務局に、仕事の依頼があったことを電話連絡する
- ②発注者から事務局に、直接電話をしていただく

発注者から、追加で仕事をして欲しいと現場で言われたら

- ①会員から事務局に、追加の仕事をする前に連絡をする

植栽での事故発生について

庭木の手入れ作業中に事故が発生しました。会員の皆様に気をつけて就業していただくためにも、事故の情報を共有し、再発防止に活かしていきます。

概要：7月27日（水）午前8時10分頃 米子市内の個人宅で、庭木手入れ作業中、近くで作業していた会員の剪定鋏により怪我をした。
向かい合わせで生垣を刈り込み作業中、巻き付いていた弦を取り除く際、反対側で枝切り鋏をして使用していた会員の鋏により指を怪我した。

怪我の状態：山陰労災病院を受診、入院手術(数日間の入院後、退院)
左手の人差し指と中指を負傷

今後の対応：傷害保険で対応予定



今回、事故が発生して早い段階で、第一報が事務局に電話で届きました。怪我をさせたしまった会員の自家用車で病院を受診されましたが、急を要する場合は、躊躇なく救急車を呼んでもらうなど、臨機応変に対応していただければと思います。

- 安全は全てに優先する・・・声かけを行うなど周囲の状況を確認しながら作業を行ってください
- ◎仕事をするときには急いだり、慌てたりせず、安全第一を心がけましょう
- ◎共同で仕事をするときには、合図・連絡を正確に行いましょう

※事故が発生した場合、すみやかに事務局に電話連絡してください(☎0859-32-2633)

一刻を争う場合は、迷わず「119番通報」して救急車を呼んでください

